

茨城県霞ヶ浦水質保全条例に係る公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年茨城県条例第56号。以下「条例」という。）に基づく勧告に従わなかった者を公表するに当たっての必要な事項を定め、もって、事業者等の適正な措置等の促進及び霞ヶ浦の水環境保全を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 条例の規定による勧告を受けたにもかかわらず、その勧告に従わなかった者（以下「公表対象者」という。）を公表できるものとする。

(公表の方法)

第3条 前条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 茨城県ホームページ（環境対策課及び環境政策課又は県民センターホームページ）への掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は、勧告に従った改善が認められるまでとする。
- (2) 報道機関への資料提供

(公表の時期)

第4条 公表は、勧告に従わなかった事実が判明し、弁明の手続きが終了した後、速やかに行う。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 公表対象者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
- (2) 公表対象者の所在地（法人にあっては公表対象事業所名及びその所在地）
- (3) 勧告の内容及び公表の理由

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は令和元年11月13日から施行する。